

第78期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年3月27日（金曜日）

午前10時

## 開催場所

京都府城陽市寺田新池36番地

当社本店会議室

## 決議事項

議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く。）8名選任  
の件

（証券コード6748）

**皇和電機株式会社**

(証券コード6748)  
2026年3月12日

株主各位

京都府城陽市寺田新池36番地  
**星和電機株式会社**  
取締役社長 増山晃章

## 第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.seiwa.co.jp/ir/notice.html>



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6748/teiji/>



### 【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「星和電機」または「コード」に当社証券コード「6748」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁記載の「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」または4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都府城陽市寺田新池36番地 当社本店会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第78期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第78期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

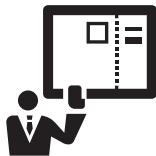
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年3月27日（金曜日）  
午前10時



### インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後5時45分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログイン用コード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

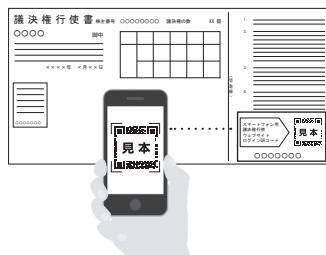
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

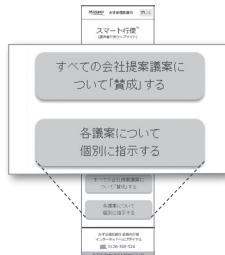
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ移動できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

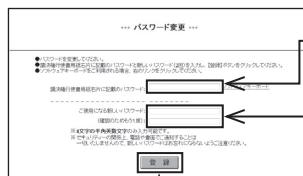
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



パスワードを入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復傾向がみられました。また、設備投資は緩やかに持ち直しており、公共投資は底堅く推移しました。しかしながら、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響により、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続きました。

このようななか、当社グループにおきましては、マーケティング機能の拡充とソリューション営業力の強化を図り、競争力ある新商品の開発を進め、生産体制の強化により原価低減を図ることとで収益性の向上に取り組んでまいりました。

この結果、売上面では民間設備関連の産業用照明器具は増加しましたが、配線保護機材および配管保護機材は前期に比べ減少しました。利益面では、民間設備関連の産業用照明器具と電磁波環境対策部品は前期に比べ増益となりましたが、配線保護機材および配管保護機材は減益となりました。また、公共設備関連の道路情報表示システムにつきましても減益となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、増収減益となりました。売上高は253億85百万円（前連結会計年度は252億15百万円で0.7%の増加）、営業利益は16億48百万円（前連結会計年度は17億72百万円で7.0%の減少）、経常利益は17億41百万円（前連結会計年度は19億21百万円で9.4%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億32百万円（前連結会計年度は13億50百万円で8.8%の減少）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

## 情報機器事業

主力製品であります道路情報表示システムの売上高につきましては、前期に比べ高速道路向けは増加しましたが、一般道路向けは減少となりました。この結果、事業全体の売上高は95億31百万円（前連結会計年度は95億90百万円で0.6%の減少）となりました。本事業の利益は13億13百万円（前連結会計年度は13億65百万円で3.9%の減少）となりました。

## 照明機器事業

民間設備関連の産業用照明器具の売上高につきましては、前期に比べ増加となりました。公共設備関連の道路・トンネル照明器具の売上高は前期並みとなりました。この結果、事業全体の売上高は99億5百万円（前連結会計年度は95億33百万円で3.9%の増加）となりました。本事業の利益は19億86百万円（前連結会計年度は18億23百万円で8.9%の増加）となりました。

## コンポーネント事業

電磁波環境対策部品の売上高につきましては、前期に比べ増加しました。配電盤や機械装置に用いる産業用配線保護機材およびエアコン用の配管保護機材の売上高は、前期に比べ減少となりました。この結果、事業全体の売上高は54億20百万円（前連結会計年度は55億92百万円で3.1%の減少）となりました。本事業の利益は3億32百万円（前連結会計年度は3億48百万円で4.6%の減少）となりました。

## その他の事業

商品仕入販売は4億21百万円、情報サービスなどは1億5百万円となり、その他の事業の売上高は5億27百万円（前連結会計年度は4億97百万円で6.0%の増加）となりました。本事業の利益は29百万円（前連結会計年度は33百万円で11.0%の減少）となりました。

(注) 各事業の利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

## 事業別業績

(単位：百万円)

	情報機器	照明機器	コンポー ネント	計	その他	合計	調整額	連結計算 書類計上額
売上高								
外部顧客への売上高	9,531	9,905	5,420	24,858	527	25,385	—	25,385
事業間の内部売 上高又は振替高	—	0	2	3	218	221	△221	—
計	9,531	9,905	5,423	24,861	745	25,606	△221	25,385
事業利益	1,313	1,986	332	3,632	29	3,662	△2,013	1,648

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3億72百万円で、その主なものは、照明機器事業・コンポーネント事業での金型の取得等であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引金融機関8行と総額94億円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価上昇、アメリカの政策動向、金融資本市場の変動など依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。そのようななか、公共設備関連では、インフラ整備などの公共事業の継続、政府のカーボンニュートラル施策を背景とした照明器具のLED化促進などが予想されます。また、民間設備関連では2027年蛍光灯製造禁止を背景に国内の設備投資においてLED照明器具の需要が堅調に推移すると見込んでおります。

このような状況のもと、情報機器事業では公共インフラ分野（道路・河川）での豊富な実績と保有する複合技術を活用して、市場ニーズに適合したソリューションを展開し、安心・安全・便利で経済的な製品・サービスを提供いたします。照明機器事業では産業施設・インフラ分野に対して安心・安全・快適で省エネルギーな「光」によるソリューションを展開し、複合技術を活用して付加価値の高い製品とサービスを提供いたします。コンポーネント事業では製品、部品、材料の高機能化と付加価値向上を図り、ニッチトップビジネスを軸に収益力を向上させ、シーズからニーズ創出を強化するとともにマーケットアウト思考により新規事業の創出を図ります。さらに全事業において、生産性の向上とコスト削減による収益性の改善を目指します。

そして、当社の経営理念のもと掲げた「SEIWA SDGs」宣言のもとで、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでまいります。持続可能な社会の実現に貢献するとともに、より魅力ある企業へ成長を目指して今後も積極的に施策を推進してまいります。

また、ひきつづき内部統制およびコーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底に全社をあげて取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 (2022年12月期)	第76期 (2023年12月期)	第77期 (2024年12月期)	第78期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高(百万円)	23,429	23,760	25,215	25,385
経常利益(百万円)	1,575	1,159	1,921	1,741
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,101	793	1,350	1,232
1株当たり当期純利益(円)	83.77	60.36	103.01	95.09
総資産(百万円)	28,308	27,939	30,378	30,222
純資産(百万円)	14,110	15,647	17,270	19,090
1株当たり純資産額(円)	1,071.02	1,187.78	1,318.44	1,473.52

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
星和テクノロジー株式会社	50,000千円	100.0%	コンピュータ保守業務および機器の販売ならびにコンピュータソフトウェアの開発販売
株式会社デジテック	30,000千円	81.0%	電磁波環境対策部品および照明機器の製造
常熟星和電機有限公司	17,096千元	100.0%	電磁波環境対策部品および照明機器の製造販売
SEIWA ELECTRIC (VIETNAM) Co., Ltd.	4,200千US\$	100.0%	異型押出成形品の製造販売
常熟星電貿易有限公司	400千US\$	100.0%	部品調達および商品の販売

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、次の製品の製造・販売ならびに設置工事を主たる事業としております。

区 分	主 要 製 品 ・ 事 業
情 報 機 器	道路情報表示システム トンネル防災システム 無停電電源装置 LED式信号機
照 明 機 器	産業用照明器具 (防爆、耐食、防水形) 道路用照明器具 (道路、トンネル用) 制御機器 (防爆、耐食、防水形) 交通安全機材 照明用LEDモジュール製品
コ ン ポ ー ネ ン ト	電磁波環境対策部品 配線配管保護機材
そ の 他	ソフトウェア、機器の販売およびコンピュータ保守

(8) 主要な営業所および工場 (2025年12月31日現在)

星 和 電 機 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	京都府城陽市寺田新池36番地
	支 社	北海道支社 (札幌市)、東京支社 (台東区)、 中部支社 (名古屋市)、関西支社 (大阪市)
	営 業 所	東北支社盛岡営業所、東北支社仙台営業所、 東京支社新潟営業所、関西支社京都営業所、 西日本支社高松営業所、西日本支社広島営業所、 西日本支社福岡営業所
星和テクノロジー株式会社	本 社	京都市下京区
株式会社デジテック	本 社	京都府城陽市
常熟星和電機有限公司	本 社	中国
SEIWA ELECTRIC (VIETNAM) Co., Ltd.	本 社	ベトナム
常熟星電貿易有限公司	本 社	中国

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減
637名 (103名)	17名増 (11名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. ( ) にはパートタイマーおよび嘱託契約の従業員の年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
527名 (90名)	18名増 (13名減)	44.1歳	17.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. ( ) にはパートタイマーおよび嘱託契約の従業員の年間平均人員を外数で記載しております。  
3. 従業員数は他社への出向者2名を除いて記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社京都銀行	1,143
株式会社滋賀銀行	646
株式会社りそな銀行	373
株式会社商工組合中央金庫	294

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 33,782,000株

(2) 発行済株式の総数 13,238,700株  
(自己株式304,698株を含む)

(3) 株主数 4,236名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
星和電機取引先持株会	1,871	14.47
公益財団法人京都青少年育成スポーツ財団	1,000	7.73
株式会社京都銀行	598	4.62
株式会社タチバナ	439	3.39
株式会社滋賀銀行	420	3.25
星和電機社員持株会	408	3.16
増山晃章	382	2.96
株式会社GSユアサ	270	2.09
ヨシダトモヒロ	261	2.02
吉岡徹治	248	1.92

(注) 持株比率は自己株式 (304千株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 ( 代 表 取 締 役 )	増 山 晃 章	
常 務 取 締 役	乾 勝 典	研究開発担当
常 務 取 締 役	春 山 雅 彦	営業本部長
常 務 取 締 役	水 本 和 治	生産事業本部長兼生産管理統括部長
取 締 役	寺 垣 敬 司	執行役員品質保証本部長
取 締 役	竹之内 光 彦	執行役員新規事業創成本部長
取 締 役	小 林 浩 幸	執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長
取 締 役	河 合 隆	執行役員生産事業本部照明システム事業部長兼品質技術部長 兼信頼性技術部長 常熟星和電機有限公司 董事長 常熟星電貿易有限公司 董事長
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ・ 常 勤 )	宮 下 雅 良	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	益 満 清 輝	益満法律事務所 所長
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	千代田 邦 夫	寺崎電気産業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 京都府公立大学法人 監事 (非常勤)

- (注) 1. 2025年3月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、取締役 (常勤監査等委員) 望月友彦氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2025年3月28日開催の第77期定時株主総会において、宮下雅良氏は新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任いたしました。
3. 取締役 (監査等委員) 益満清輝氏および千代田邦夫氏は、社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 千代田邦夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮下雅良氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動の状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
乾 勝 典	取締役常務執行役員 生産本部長	常務取締役 研究開発担当	2025年5月1日
春 山 雅 彦	取締役常務執行役員 営業本部長	常務取締役 営業本部長	2025年5月1日
水 本 和 治	取締役執行役員 生産本部生産事業 統括部長	常務取締役 生産事業本部長 兼生産管理統括部長	2025年5月1日
河 合 隆	取締役執行役員 生産本部長 兼照明システム事業部長 兼品質技術部長 兼信頼性技術部長	取締役執行役員 生産事業本部長 兼照明システム事業部長 兼品質技術部長 兼信頼性技術部長	2025年5月1日

7. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動の状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小 林 浩 幸	取締役執行役員 営業本部副本部長 兼営業企画部長	取締役執行役員 営業本部副本部長 兼営業企画部長 兼コンポーネント企画部長	2026年1月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

各取締役（監査等委員）と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外とし、保険料の9割は会社が負担し株主代表訴訟補償特約部分は被保険者が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上への貢献意欲を高め、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準とすることを基本方針とする。また、単年度の業績を総合的に勘案して期末賞与を支給するものとする。

##### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営能力、貢献度、職責、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

##### ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

期末賞与は、業績が概ね確定した段階で、株主利益を害することのないような水準として、その支給の可否ならびに支給額を決定する。

##### ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲として、基本（固定）報酬は、生活基盤の安定を図るものとし、期末賞与は、業績に基づく貢献度に対するインセンティブ要素として、期末業績を総合的に勘案して決定する。

##### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本（固定）報酬の額および期末賞与支給の可否ならびに支給額とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	8名	136百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (2名)	18百万円 (10百万円)
合 計 （うち社外取締役）	12名 (2名)	155百万円 (10百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第74期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額26百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）50百万円を支払っております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与の金額を含んでおります。  
 取締役（監査等委員を除く） 8名 62百万円  
 取締役（監査等委員） 4名 2百万円（うち社外取締役2名 1百万円）
5. 取締役の報酬等の額には、2025年3月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
6. 取締役会は、代表取締役社長増山晃章に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職状況および当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 状 況
取 締 役 （監査等委員）	益 満 清 輝	益満法律事務所 所長
取 締 役 （監査等委員）	千 代 田 邦 夫	寺崎電気産業株式会社 社外取締役（監査等委員） 京都府公立大学法人 監事（非常勤）

上記の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況ならびに社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	益 満 清 輝	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての高い法令遵守の精神を有し、豊富な経験と専門的見地に基づく経営への提言が期待でき、取締役会では業務執行者から独立した客観的視点で経営全般に対する監督や必要な発言を適宜行っており、社外取締役としての役割を果たしております。また、重要な会議への出席、内部監査部門および会計監査人との意見交換を行っております。</p>
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	千 代 田 邦 夫	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての財務・会計等の見地や、他の会社役員としての豊富な実績・見識に基づく経営への提言が期待でき、取締役会では業務執行者から独立した客観的視点で経営全般に対する監督や必要な発言を適宜行っており、社外取締役としての役割を果たしております。また、重要な会議への出席、内部監査部門および会計監査人との意見交換を行っております。</p>

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

清友監査法人

### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

30,000千円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

### ・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制および財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

#### (1) 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人のグループ行動規範として星和電機グループ行動憲章、星和電機グループコンプライアンス指針を定め、子会社は当社のコンプライアンス・CSR規程に準ずるものとする。当社は、法令遵守等グループ全体の統括をCSR推進室が行い、取締役および使用人に対する教育等を行うとともに企業倫理推進規程に基づき法令遵守等の状況を監査する。また、財務報告の信頼性を確保するため監査部が、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。企業倫理推進規程による活動は企業倫理委員会に報告され、内部監査規程による監査報告は内部統制委員会に報告される。このほか、取締役および使用人が法令上疑義のある行為等を発見した場合には、公益通報者保護規程に定められた窓口でその事実を通報できる制度を運用する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、取締役を決裁者とする稟議書など）は、文書管理規程に従い記録し、保存する。監査等委員会ほか取締役は常にこれらの情報を閲覧できる。当社の子会社担当取締役または担当責任者は、取締役会において、子会社の事業の概況および財務情報等の報告を行う。

#### (3) 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、担当部署において規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修等を行う。管理部は、組織横断的にリスク状況の監視およびグループ全体的な対応を行う。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者を定める。また、子会社固有のリスクについては、各子会社でリスク管理を行う。

**(4) 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は取締役および使用人が共有する業務に関する全社目標を定める。部門を担当する取締役または部門の長は、全社目標達成のために担当部門の具体的目標および組織規程に基づく職務権限により効率的な達成の方法を定める。取締役会は、全社の業務の進捗状況を定期的にレビュー（評価）し、必要な場合は改善を指示し全社目標の達成を実現する。また、当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議および決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行う。

**(5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役会は、子会社からなる企業集団（当社グループ）を含む事業ごとに責任を負う取締役または担当責任者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は、業務を適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人に対して、監査に必要な業務遂行を命令することができる。また、監査等委員会から業務遂行の命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）および所属部署責任者等の指揮を受けないものとする。加えて、監査等委員会から業務遂行の命令を受けた使用人の人事などは、監査等委員会の同意を得ることとする。

**(7) 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制ならびに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、使用人および監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して法定の事項を報告するほか、当社および当社グループの事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況とその内容をすみやかに報告する。また、監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないこととする。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会と代表取締役社長は双方の協議により定期的な意見交換会等を設定する。

**(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員は、その職務の遂行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）のため必要な費用の前払または償還等を会社に対し請求することができる。また、多額な費用が発生したときあるいはそのおそれがあるときは、十分な説明または資料を提供して請求することができる。

#### (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役は、金融商品取引法に定める内部統制システムを構築し、財務報告において不正等が発生するリスクの予防、発見に努める。

#### (11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社または子会社の取締役および使用人は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然と対応する。

### ・業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

#### ① 法令遵守

労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、パワーハラスメント防止対策を一層強化いたしました。また、ひきつづきCSR推進室において、反社会的勢力の排除意識を高めるための社内教育および従業員のコンプライアンスに関する認識度や取り組み等を確認するCSR監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告いたしました。

#### ② 職務の執行の適正性および効率性

取締役会は、監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）を含む11名で構成されており、各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。また、子会社の職務執行についても取締役会に報告され、職務執行の適正性および効率性を監督いたしました。

#### ③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および監査部その他の従業員の職務の執行状況について書類の閲覧、実地調査を実施いたしました。また、会計監査人からの監査の結果報告および意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

#### ④ 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部統制の整備、運用および評価のための計画を決定するとともに、監査部が当社グループの内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を代表取締役に報告いたしました。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針につきましては、株主のみなさまに対する安定配当の維持と将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮して、毎事業年度における業績と財務状況を総合的に勘案し、実施することとしております。

当社は定款で取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めておりますが、その運用につきましては、配当事務に係るコストも考慮し、従来どおり配当原資が確定する期末日を基準日とする年一回の配当を継続したく考えております。

---

(注) 本事業報告のなかの記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>19,714,977</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,452,667</b>
現金及び預金	3,409,176	支払手形	9,097
受取手形、売掛金及び契約資産	9,989,460	電子記録債務	1,805,905
電子記録債権	2,032,585	買掛金	1,496,713
有価証券	29,880	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	1,463,003	1年以内返済予定長期借入金	544,992
仕掛品	445,517	未払金	537,749
原材料	2,107,495	未払法人税等	208,727
その他	237,911	未払消費税等	474,619
貸倒引当金	△53	契約負債	76,103
<b>固定資産</b>	<b>10,507,136</b>	製品保証引当金	76,800
<b>有形固定資産</b>	<b>3,097,243</b>	賞与引当金	119,427
建物	1,586,427	受注損失引当金	136
構築物	20,021	その他	1,102,395
機械及び装置	137,150	<b>固定負債</b>	<b>2,679,417</b>
車両及び運搬具	2,474	長期借入金	993,350
工具・器具及び備品	500,496	役員退職慰労引当金	20,130
土地	707,469	繰延税金負債	1,575,509
建設仮勘定	142,680	製品保証引当金	45,840
リース資産	522	その他	44,588
<b>無形固定資産</b>	<b>458,341</b>	<b>負債合計</b>	<b>11,132,084</b>
ソフトウェア	288,810	(純資産の部)	
土地使用権	150,943	<b>株主資本</b>	<b>15,269,588</b>
その他	18,587	資本金	3,648,406
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,951,551</b>	資本剰余金	3,943,421
投資有価証券	3,912,145	利益剰余金	7,855,465
出資金	1,600	自己株式	△177,703
退職給付に係る資産	2,296,105	その他の包括利益累計額	3,788,945
差入保証金	97,670	その他有価証券評価差額金	2,107,443
役員及び従業員保険積立金	550,922	為替換算調整勘定	605,309
繰延税金資産	35,313	退職給付に係る調整累計額	1,076,193
その他	69,867	非支配株主持分	31,494
貸倒引当金	△12,071	<b>純資産合計</b>	<b>19,090,029</b>
<b>資産合計</b>	<b>30,222,114</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,222,114</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,385,622
売上原価	19,308,258
営業利益	6,077,363
営業外収益	4,428,767
受取利息	7,651
受取配当金	90,339
不動産賃貸	32,003
保険解約益	22,440
営業外費用	42,485
支払利息	55,912
シンジケート手数料	3,250
支払保証料	7,877
為替差損	23,923
経常利益	11,161
特別利益	1,741,391
固定資産売却益	1,356
投資有価証券売却益	13,739
特別損失	15,095
固定資産除却損	955
投資有価証券売却損	5,242
投資有価証券評価損	592
税金等調整前当期純利益	6,789
法人税、住民税及び事業税	1,749,697
法人税等調整額	474,703
当期純利益	42,364
非支配株主に帰属する当期純利益	517,068
親会社株主に帰属する当期純利益	1,232,629
	608
	1,232,020

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,648,406	3,943,421	6,858,812	△102,869	14,347,769
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△235,368		△235,368
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,232,020		1,232,020
自 己 株 式 の 取 得				△74,834	△74,834
株主資本以外の項目の当期 中 の 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	996,652	△74,834	921,818
当 期 末 残 高	3,648,406	3,943,421	7,855,465	△177,703	15,269,588

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,635,928	583,028	673,272	2,892,229	30,885	17,270,885
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△235,368
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,232,020
自 己 株 式 の 取 得						△74,834
株主資本以外の項目の当期 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	471,515	22,280	402,920	896,716	608	897,325
当 期 変 動 額 合 計	471,515	22,280	402,920	896,716	608	1,819,144
当 期 末 残 高	2,107,443	605,309	1,076,193	3,788,945	31,494	19,090,029

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

星和テクノロジー株式会社

株式会社デジテック

常熟星和電機有限公司

SEIWA ELECTRIC (VIETNAM) Co., Ltd.

常熟星電貿易有限公司

##### ② 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

##### ③ 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により、評価方法は次のとおりであります。

製品・仕掛品・商品

受注品

個別法

その他

総平均法

原材料

主要原材料

移動平均法

その他

最終仕入原価法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定率法  
ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～50年 |
| 機械及び装置    | 7年～12年  |
| 工具・器具及び備品 | 2年～6年   |
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |             |          |
|-------------|----------|
| 自社利用のソフトウェア | 5年       |
| 土地使用権       | 土地使用契約期間 |
- ハ. 長期前払費用  
ニ. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金
- 当社は、役員の退任に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、2007年5月25日開催の取締役会において、2007年6月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、同定時株主総会において、支給時期は退任時として当社内規による相当額の範囲内で当該総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することを決議いたしました。
- ニ. 製品保証引当金
- 製品の保証に係る費用の支出に備えるため、製品群ごとの売上高を基準として過去の実績率に基づき計算した見積額に加え、特定の製品については個別に発生額を見積った額を計上しております。
- ホ. 受注損失引当金
- 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

#### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 情報機器事業

情報機器事業においては、道路情報システムの製造及び販売、据付工事、レンタル、保守等を行っております。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、これらの製品の国内取引については原則として出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間であることから、収益認識に関する会計基準に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷基準にて収益を認識しております。

海外取引については、国際規定に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各連結会計年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております（インプット法）。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始時から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### (2) 照明機器事業

照明機器事業においては、産業用照明機器、道路・トンネル照明、照明用LEDモジュール製品の製造及び販売、備付工事、保守等を行っております。

収益を認識する時点は、「(1) 情報機器事業」と同様であります。

##### (3) コンポーネント事業

コンポーネント事業においては、電磁波環境対策部品、産業用の配線保護機材及びエアコン用の配管保護機材を販売しております（工事契約は該当なし）。

収益を認識する時点は、「(1) 情報機器事業」と同様であります。

ロ. 貸手のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤ 重要なヘッジ会計の処理方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金利息

ハ. ヘッジ方針

社内規程等に基づき金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の年度で一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
一定期間にわたり認識された収益 工事売上高	5,263,077千円
受注損失引当金	136千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

工事契約については、期間がごく短い工事を除き、工事収益総額、工事原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、「一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法」を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、工事原価総額の見積額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。完成工事高については、工事原価総額を基礎として期末までの既発生原価額に応じた進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度の見積りに際しては、事業環境や工事の施工状況や発注者との協議状況等を踏まえ、合理的な予測・判断を行っております。

なお、工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額（以下「受注損失」という。）のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、受注損失が見込まれた期の損失として処理し、受注損失引当金を計上しております。

#### ② 主要な仮定

「一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法」の計算における工事収益総額、工事原価総額及び進捗度の見積りや受注損失引当金の計上における受注損失の見積りに用いた主要な仮定は、追加請負金の獲得可能性、製品製造及び工事を進めるにあたっての資材、労務の数量や工数、調達単価のほか、原価の低減活動の実現可能性などです。それぞれの仮定は、最新の工事状況、発注者や協力会社との協議状況に基づき、合理的に設定しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は工事の進行途中における工事内容の追加や変更、市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性を伴うため、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高、完成工事原価及び受注損失引当金の金額が変動し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,331,602千円

(上記金額には減損損失累計額を含みます。)

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	13,238,700	—	—	13,238,700
合計	13,238,700	—	—	13,238,700
自己株式				
普通株式	162,698	142,000	—	304,698
合計	162,698	142,000	—	304,698

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付による増加分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	効力発生日	配当の原資
2025年2月12日 取締役会	普通株式	235,368	18	2025年3月14日	利益剰余金

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	258,680	20	2025年12月31日	2026年3月13日

(注) 2026年2月12日取締役会決議による1株当たり配当額には、創業80周年記念配当2円を含んでおります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的運転資金については必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引は、借入金の金利ヘッジを目的とした金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内規程に沿って、残高管理や期日管理を行うことによりリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主には業務上の関係を有する取引先の株式及び一時的な余資運用の債券であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に伴う運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的に調査し、取引先ごとに期日、残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針であります。

##### ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っております。

##### ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の水準を確保することなど、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（下記（注2）をご参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,886,573	3,886,573	—
資産計	3,886,573	3,886,573	—
長期借入金	1,538,342	1,501,850	△36,491
負債計	1,538,342	1,501,850	△36,491
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

有価証券及び投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、当連結会計年度中の売却額は146,967千円であり、売却益の合計額は13,739千円、売却損の合計額は5,242千円であります。また、その他有価証券において種類ごとの連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	3,573,434	567,538	3,005,895
② 債券			
国債・地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
③ その他	159,836	142,929	16,907
小計	3,733,270	710,467	3,022,803
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	683	683	—
② 債券			
国債・地方債	—	—	—
社債	34,774	35,000	△226
その他	—	—	—
③ その他	117,845	126,437	△8,592
小計	153,302	162,121	△8,818
合計	3,886,573	872,589	3,013,984

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	15,000	—	※

※金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	55,451

※これらについては、「その他有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,409,176	—	—	—
受取手形	184,066	—	—	—
電子記録債権	2,032,585	—	—	—
売掛金	4,374,397	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	30,000	5,000	—	—
(3) その他	—	30,477	15,441	156,641
合計	10,030,226	35,477	15,441	156,641

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	2,000,000	—	—	—	—
長期借入金	544,992	457,492	295,858	240,000	—
合計	2,544,992	457,492	295,858	240,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,574,117	—	—	3,574,117
社債	—	34,774	—	34,774
その他	—	277,682	—	277,682
資産計	3,574,117	312,456	—	3,886,573

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,501,850	－	1,501,850
負債計	－	1,501,850	－	1,501,850

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**7. 賃貸等不動産に関する注記**

当社は、茨城県筑西市において、賃貸用の不動産（土地）を有しております。2025年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は29,954千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
508,500	△14,668	493,831	352,000

- （注）1. 当連結会計年度増減額は、土地の一部を第三者に売却したことによる減少です。当該売却により、1,129千円の固定資産売却益を計上しております。
2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	情報機器	照明機器	コンポー ネント	計		
売上高						
一時点で移転される財	4,159,822	9,900,900	5,420,810	19,481,533	525,864	20,007,398
一定期間にわたり移転される財	5,256,666	4,705	—	5,261,372	1,705	5,263,077
顧客との契約から生じる収益	9,416,489	9,905,605	5,420,810	24,742,905	527,570	25,270,475
その他の収益 (注) 2	115,146	—	—	115,146	—	115,146
外部顧客への売上高	9,531,636	9,905,605	5,420,810	24,858,052	527,570	25,385,622

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品仕入販売、情報サービスを含んでおります。

2. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき認識したレンタル収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	2025年12月31日	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	254,383	184,066
電子記録債権	2,044,328	2,032,585
売掛金	3,870,766	4,374,397
契約資産	6,092,713	5,430,996
契約負債	98,520	76,103

工事契約において、個々の契約によって支払条件が異なるため、通常といえる支払時期はなく、履行義務の充足の期間と支払時期との間に明確な関連性はありません。

契約資産は、主に工事契約において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の工事未収入金であります。契約資産は、収益の認識により増加し、対価に対する当社グループの権利が請求又は引き渡しにより無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えることによって減少します。

契約負債は、主に工事契約に係る顧客からの前受金であります。契約負債は、顧客からの前受金の受領により増加し、収益の認識に伴い取り崩すことにより減少します。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は8,716,489千円であります。当該取引は契約の履行に応じ、今後概ね2年間にわたって収益認識される予定です。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,473円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 95円09銭    |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

### 自己株式の取得

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

#### (1) 自己株式の取得を行う理由

自己株式の取得により、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

#### (2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	普通株式
② 取得する株式の数	50,000株
③ 株式取得価額の総額	46,500千円（上限）
④ 自己株式の取得の日	2026年2月13日
⑤ 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

#### (3) 取得結果

① 取得した株式の種類	普通株式
② 取得した株式の総数	50,000株
③ 取得した株式の総額	46,500千円
④ 取得日	2026年2月13日
⑤ 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,659,004	流動負債	8,296,575
現金及び預金	1,795,578	支払手形	9,097
受取手形	184,066	電子記録債権	1,805,905
子記録債権	2,032,585	買掛金	1,342,911
売掛資産	4,321,778	短期借入金	2,000,000
契約資産	5,429,121	1年以内返済予定長期借入金	544,992
有価証券	29,880	未払金	560,727
製成品	1,333,239	未払法人税等	201,000
商品	16,497	契約負債	72,869
原材料	1,907,468	預り金	210,925
仕掛品	463,624	製品保証引当金	76,800
その他	145,163	賞与引当金	117,000
固定資産	9,042,546	受注損失引当金	136
有形固定資産	3,006,563	その他	1,354,210
建物	1,569,521	固定負債	2,182,278
構築物	20,021	長期借入金	993,350
機械及び装置	90,027	役員退職慰労引当金	20,130
車両及び運搬具	2,474	製品保証引当金	45,840
工具・器具及び備品	536,344	繰延税金負債	1,078,370
土地	650,819	その他	44,588
建設仮勘定	136,830	負債合計	10,478,854
リース資産	522	(純資産の部)	
無形固定資産	345,553	株主資本	14,122,741
電話加入権	16,557	資本剰余金	3,648,406
ソフトウェア	328,021	資本剰余金	3,882,072
その他	974	資本準備金	3,882,072
投資その他の資産	5,690,429	利益剰余金	6,769,966
投資有価証券	3,753,147	利益準備金	161,500
関係会社株式	74,300	その他利益剰余金	6,608,466
出資金	1,500	固定資産圧縮積立金	95,330
関係会社出資金	496,512	特定株式積立金	685
差入保証金	91,518	別途積立金	300,000
役員及び従業員保険積立金	489,774	繰越利益剰余金	6,212,450
前払年金費用	725,707	自己株式	△177,703
その他	69,989	評価・換算差額等	2,099,955
貸倒引当金	△12,020	その他有価証券評価差額金	2,099,955
資産合計	26,701,551	純資産合計	16,222,696
		負債・純資産合計	26,701,551

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,788,792
売上原価	18,888,094
販売費及び一般管理費	5,900,697
営業利益	4,248,329
営業外収益	1,652,368
受取利息	1,392
受取配当金	87,605
有価証券利息	148
不動産賃貸料	33,026
保険解約益	22,440
雑収入	38,678
営業外費用	183,291
支払利息	55,912
シンジケートローン手数料	3,250
支払保証料	7,877
為替換算差損	12,437
雑経常損失	5,559
経常利益	85,036
特別利益	1,750,623
固定資産売却益	1,159
特別損失	1,159
固定資産除却損	955
税引前当期純利益	955
法人税、住民税及び事業税	1,750,827
法人税等調整額	458,688
当期純利益	40,144
	498,833
	1,251,994

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											株主資本計	
	資本金	資本剰余金	資本準備金	利 益 剰 余 金							利益剰余金計		自己株式
				利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金計			
					固定資産圧縮積立金	特 株 積 立 金	定 式 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,648,406	3,882,072	161,500	96,569	694	300,000	5,194,577	5,591,840	5,753,340	△102,869	13,180,949		
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当							△235,368	△235,368	△235,368		△235,368		
固定資産圧縮積立金の取崩				△1,238			1,238	－	－		－		
特定株式積立金の取崩					△8		8	－	－		－		
当 期 純 利 益							1,251,994	1,251,994	1,251,994		1,251,994		
自己株式の取得										△74,834	△74,834		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△1,238	△8	－	1,017,873	1,016,626	1,016,626	△74,834	941,792		
当 期 末 残 高	3,648,406	3,882,072	161,500	95,330	685	300,000	6,212,450	6,608,466	6,769,966	△177,703	14,122,741		

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	1,631,432	14,812,382
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△235,368
固定資産圧縮積立金の取崩		－
特定株式積立金の取崩		－
当 期 純 利 益		1,251,994
自己株式の取得		△74,834
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	468,522	468,522
当 期 変 動 額 合 計	468,522	1,410,314
当 期 末 残 高	2,099,955	16,222,696

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |   |   |  |
|---|---|--|
| ① | 関係会社株式  | 移動平均法による原価法                              |
| ② | その他有価証券   |  |
|   | 市場価格のない株式等以外のもの   | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
|   | 市場価格のない株式等  | 移動平均法による原価法                              |
| ③ | 棚卸資産  |  |
|   | 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりしており、評価方法は次のとおりであります。 |  |
|   | 製品・仕掛品・商品   | 受注品 個別法                                  |
|   |   | その他 総平均法                                 |
|   | 原材料   | 主要原材料 移動平均法                              |
|   |   | その他 最終仕入原価法                              |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| ① | 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|   |                      | 建物 15年～50年  |
|   |                      | 機械及び装置 7年～12年   |
|   |                      | 工具・器具及び備品 2年～6年   |
| ② | 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。   |
| ③ | 長期前払費用               | 契約期間等に応じた均等償却   |
| ④ | リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。   |

#### (3) 引当金の計上基準

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| ① | 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② | 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。                                  |

- ③ 役員退職慰労引当金 当社は、役員の退任に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。なお、2007年5月25日開催の取締役会において、2007年6月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、同定時株主総会において、支給時期は退任時として当社内規による相当額の範囲内で当該総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することを決議いたしました。
- ④ 製品保証引当金 製品の保証に係る費用の支出に備えるため、製品群ごとの売上高を基準として過去の実績率に基づき計算した見積額に加え、特定の製品については個別に発生額を見積った額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

- ① 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. 情報機器事業

情報機器事業においては、道路情報システムの製造及び販売、据付工事、レンタル、保守等を行っております。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、これらの製品の国内取引については原則として出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間であることから、収益認識に関する会計基準に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷基準にて収益を認識しております。

海外取引については、国際規定に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各事業年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております（インプット法）。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始時から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ロ. 照明機器事業

照明機器事業においては、産業用照明機器、道路・トンネル照明、照明用LEDモジュール製品の製造及び販売、備付工事、保守等を行っております。

収益を認識する時点は、「イ. 情報機器事業」と同様であります。

#### ハ. コンポーネント事業

コンポーネント事業においては、電磁波環境対策部品、産業用の配線保護機材及びエアコン用の配管保護機材を販売しております（工事契約は該当なし）。

収益を認識する時点は、「イ. 情報機器事業」と同様であります。

- ② 貸手のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の処理方法

- ① ヘッジ会計の方法  
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段・・・金利スワップ取引  
ヘッジ対象・・・借入金利息
- ③ ヘッジ方針  
社内規程等に基づき金利変動リスクをヘッジすることとしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（評価・換算差額等に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり認識された収益 工事売上高	5,261,372千円
受注損失引当金	136千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,302,423千円  
(上記金額には減損損失累計額を含みます。)
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 33,682千円  |
| 短期金銭債務 | 122,567千円 |

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,828千円
仕入高	1,938,830千円
販売費及び一般管理費	127,020千円
営業取引以外の取引高	294,039千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	162,698	142,000	—	304,698

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付による増加分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

未払賞与	35,778千円
棚卸評価減	78,498千円
未払事業税	24,827千円
受注損失引当金	41千円
製品保証引当金	37,911千円
貸倒引当金	3,782千円
退職給付信託資産	63,212千円
役員退職慰労引当金	6,334千円
投資有価証券	72,180千円
出資金評価損	38,285千円
その他有価証券評価差額金	2,318千円
その他	44,238千円
繰延税金資産小計	<u>407,409千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△311,520千円</u>
評価性引当額小計	<u>△311,520千円</u>
繰延税金資産合計	<u>95,889千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△43,777千円
その他有価証券評価差額金	△901,787千円
退職給付資産	△228,380千円
その他	△314千円
繰延税金負債合計	<u>△1,174,259千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△1,078,370千円</u>

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」と同一であるため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,254円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円63銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

連結注記表「11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

星和電機株式会社

取締役会 御中

清友監査法人  
京都事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加 藤 茂 洋  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、星和電機株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、星和電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

星和電機株式会社

取締役会 御中

清友監査法人  
京都事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加 藤 茂 洋  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、星和電機株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

星和電機株式会社 監査等委員会

監査等委員 宮下雅良 ⑩

監査等委員 益満清輝 ⑩

監査等委員 千代田邦夫 ⑩

(注) 監査等委員益満清輝氏及び千代田邦夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	増山 晃章 (1953年12月20日生)	1981年3月 当社入社 1992年3月 当社営業本部営業企画室長 1995年6月 当社取締役 1998年11月 当社常務取締役 2002年6月 当社専務取締役 2003年6月 当社代表取締役専務取締役 2005年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2016年4月 当社代表取締役社長（現任）	382,838株
2	春山 雅彦 (1963年2月28日生)	1987年7月 当社入社 2007年4月 当社社会システム社公共営業本部関西支社長 2013年4月 当社執行役員営業本部西日本統括部長 兼関西支社長兼営業企画部長 2015年6月 当社取締役営業本部西日本統括部長 兼関西支社長兼営業企画部長 2016年4月 当社取締役営業本部長兼西日本統括部長 2017年4月 当社取締役営業本部長 2018年8月 当社常務取締役営業本部長 2020年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2025年5月 当社常務取締役営業本部長（現任）	13,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	みずもと かずはる 水本和治 (1973年12月7日生)	1992年4月 当社入社 2020年4月 当社生産本部生産計画部長 2023年1月 当社執行役員生産本部生産事業統括部長 兼生産計画部長 2024年1月 当社執行役員生産本部生産事業統括部長 2024年3月 当社取締役執行役員生産本部生産事業統括部長 2025年5月 当社常務取締役生産事業本部長兼生産管理統括部長(現任)	2,300株
4	てらがき けいじ 寺垣敬司 (1969年4月11日生)	1994年4月 当社入社 2010年10月 当社社会システム社生産本部品質管理部長 兼生産本部長代理 2014年10月 当社執行役員生産本部情報システム事業部長 2015年4月 当社執行役員生産本部情報システム事業部長 兼事業計画室部長 2015年6月 当社取締役生産本部情報システム事業部長 兼事業計画室部長 2016年4月 当社取締役生産本部情報システム事業部長 2018年4月 当社取締役事業戦略本部長兼事業企画部長 2020年4月 当社取締役執行役員事業戦略本部長 兼事業企画部長 2021年1月 当社取締役執行役員事業戦略本部長 2024年1月 当社取締役執行役員企画戦略本部長 2024年4月 当社取締役執行役員品質保証本部長(現任)	12,800株
5	たけのうち みつひこ 竹之内光彦 (1963年9月8日生)	1986年4月 当社入社 2012年4月 当社社会システム社生産本部照明事業部長 2013年4月 当社執行役員生産本部照明事業部長兼生産企画部長 2018年4月 当社執行役員生産本部情報システム事業部長 2020年6月 当社取締役執行役員生産本部情報システム事業部長 2021年1月 当社取締役執行役員生産本部社会システム事業部長 2024年1月 当社取締役執行役員新規事業本部長 2025年1月 当社取締役執行役員新規事業創成本部長(現任)	9,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	小林 浩幸 (1963年12月26日生)	1986年4月 当社入社 2004年4月 当社営業部東北統括営業所長兼仙台営業所長 兼盛岡営業所長 2008年4月 当社社会システム社公共営業本部東京支社長 2013年4月 当社執行役員営業本部東日本統括部長 兼東京支社長兼営業企画部長 2019年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2026年1月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 兼営業企画部長兼コンポーネント企画部長(現任)	4,300株
7	河合 隆 (1969年1月6日生)	1991年4月 当社入社 2013年4月 当社生産本部照明事業部技術部長 2017年10月 当社執行役員生産本部照明事業部技術部長 2018年4月 当社執行役員生産本部照明事業部長 2020年6月 当社取締役執行役員生産本部照明事業部長 2021年1月 当社取締役執行役員生産本部照明システム事業部長 2024年1月 当社取締役執行役員生産本部照明システム事業部長 兼品質技術部長兼信頼性技術部長 2025年5月 当社取締役執行役員生産事業本部照明システム事業部長 兼品質技術部長兼信頼性技術部長(現任)  (重要な兼職の状況) 常熟星和電機有限公司 董事長 常熟星電貿易有限公司 董事長	9,400株
8	※ 長谷部 卓也 (1967年11月21日生)	1986年4月 当社入社 2018年4月 当社営業本部工事部長 2019年10月 当社営業本部工事部長兼工事安全品質課長 2020年4月 当社執行役員営業本部工事部長 2022年1月 当社執行役員営業本部エンジニアリング部長 2024年1月 当社執行役員エンジニアリング本部長 2025年5月 当社執行役員エンジニアリング事業本部長(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 河合隆氏は、常熟星和電機有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間には電磁波環境対策部品と照明機器の仕入れに関する取引関係があります。
3. 河合隆氏は、常熟星電貿易有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間には電磁波環境対策部品と照明機器材料の仕入れに関する取引関係があります。
4. その他各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】

選任後の取締役会構成およびスキルマトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成および各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりであります。

氏名	経営	法務	人材・ 労務	財務 会計	技術 開発	製造 品質	営業 マーケティング	環境 社会	グローバル
増山 晃章	●		●	●	●	●	●	●	●
春山 雅彦	●		●	●		●	●	●	
水本 和治	●					●			
寺垣 敬司	●			●		●	●	●	
竹之内 光彦	●				●	●	●		
小林 浩幸	●						●		
河合 隆	●				●	●			●
長谷部 卓也	●				●	●			
※1 宮下 雅良	●					●	●	●	
※1、※2 益満 清輝	●	●	●	●					
※1、※2 千代田 邦夫	●			●				●	●

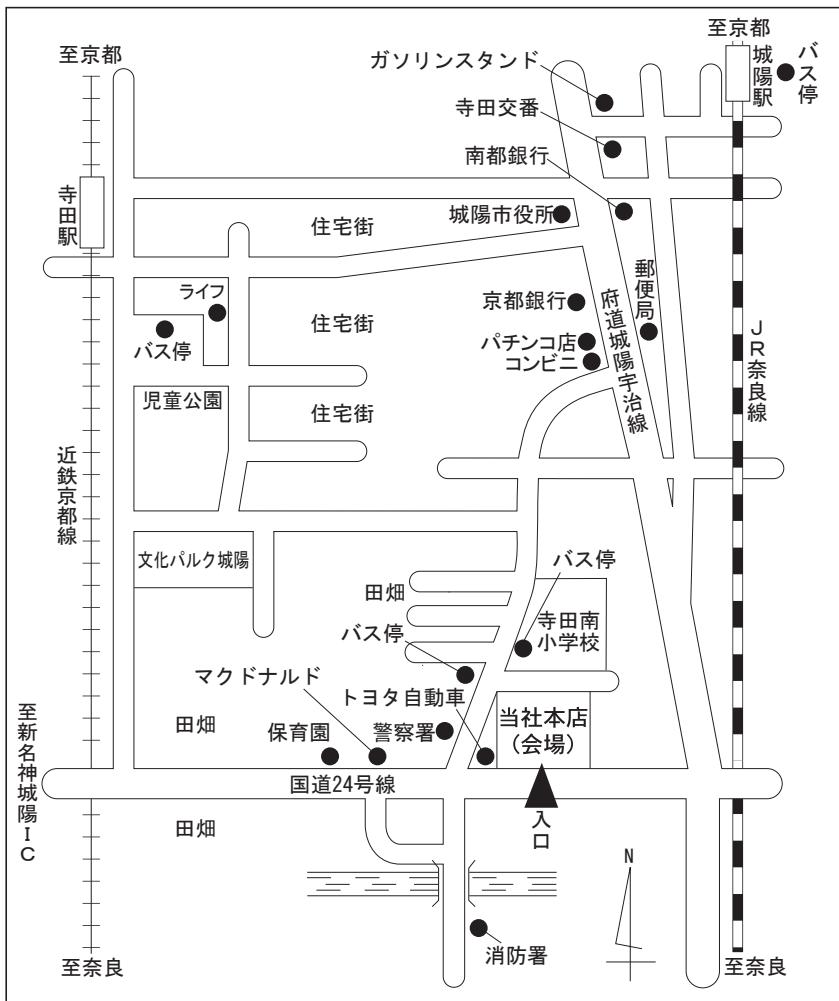
(注) ※1：監査等委員である取締役

※2：社外取締役

## 株主総会会場ご案内図

京都府城陽市寺田新池36番地 当社本店会議室

- ・ J R 奈良線 「城陽駅」下車、徒歩約15分または路線バス520、525系統  
公共交通機関 近鉄寺田方面「寺田南小学校」下車すぐ
- ・ 近鉄京都線 「寺田駅」下車、徒歩約20分またはバス停「近鉄寺田」より  
520、525系統「寺田南小学校」下車すぐ



### ◆株主・投資家情報 IR ホームページのご案内◆

「2025年12月期決算説明会」の動画や資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

<https://www.seiwa.co.jp/ir/kessan.html>

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。